

別表六（二十六）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12の5第1項又は第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合において、措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載します。
- 2 「控除対象調整数の計算」の各欄は、措置法第42条の12第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「移転型特定新規雇用者基礎数7」及び「対象移転型特定非新規雇用者基礎数8」の各欄は、同条第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。